

ふるさとあわらサポート基金返礼品協賛事業実施要綱

(平成 27 年 6 月 1 日伺い定め)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ふるさと納税制度による本市への寄附促進と地元特産品の P R や販売促進との相乗効果を図るため、寄附者に交付する返礼品の調達、発送その他必要な事項を定めるものとする。

(協賛事業者)

第 2 条 市は、ふるさとあわらサポート基金返礼品協賛事業者（以下「協賛事業者」という。）を通して、ふるさと納税の寄附者に返礼品を交付するものとする。

(協賛事業者の要件)

第 3 条 協賛事業者は、次の各号の条件のいずれにも該当する者に限る。

(1) 市内に本社（店）、支店、営業所又は工場等のいずれかを有する法人、団体又は個人であること。ただし、本市に縁のある法人、団体又は個人として認めた場合はこの限りでない。

(2) 市税等の滞納がないこと。

(3) 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

(返礼品)

第 4 条 返礼品は、次に掲げる要件のいずれも満たすものに限る。

(1) 本市の魅力が伝えられるもの、市の P R につながるもの等で、市内で生産、製造、加工、販売、サービスの提供等がなされているものであること。

(2) 一般的な輸送に耐え得るものであること。

(3) 市からの発注後、協賛事業者自らが速やかに発送できるものであること。

(4) 季節限定のものについては、数量的に安定供給が見込めるものであること。

(返礼品の価額)

第 5 条 返礼品は、次の表の左欄に掲げる寄附金額に応じ、同表の右欄に定める価額（消費税を含む。）のものとする。

寄附金額	返礼品の価額
5 千円以上	寄附金額の 3 割以下

(協賛事業者の申込み)

第 6 条 協賛事業者になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した書面等を市に提出しなければならない。

(1) 事業者名

(2) 代表者名

- (3) 担当者名
 - (4) 住所（郵便番号を含む。）
 - (5) 電話番号及びFAX番号
 - (6) 振込先口座情報
 - (7) 返礼品情報
 - (8) その他市長が必要と認める情報
- 2 市は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、協賛事業者及び返礼品登録の可否を決定して通知するものとする。

（送付及び請求）

第7条 市は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、当該返礼品を扱う協賛事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた協賛事業者は、速やかに返礼品を寄附者に送付しなければならない。
- 3 協賛事業者は、返礼品の送付実績を別途指定する期日までに市に報告するとともに、当該送付実績に係る額の支払いを市に請求するものとする。

（個人情報の保護等）

第8条 協賛事業者は、この事業による業務遂行で知り得た個人情報の取扱いについては、あわら市個人情報保護条例（平成17年あわら市条例第2号）その他関係法令を遵守しなければならない。

- 2 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができない。
- 3 協賛事業者は、当該年度終了後1年間は返礼品の送付に係る関係書類を保管しなければならない。

（登録内容の変更等）

第9条 協賛事業者は、第6条第2項の規定により、登録を受けた返礼品を変更し、若しくは販売を中止し、又は登録を辞退するときには、市に届出をしなければならない。この場合において、既に発注のあったものについては、協賛事業者において責任をもって送付しなければならない。

- 2 市は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、登録内容変更の可否を決定して通知するものとする。
- 3 協賛事業者は、返礼品の品質に関し寄附者から苦情等があったときは、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告しなければならない。この場合において、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負わないものとする。

（情報の発信等）

第10条 協賛事業者は、返礼品発送時に自社製品等のパンフレットを同封することができる。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、ふるさとあわらサポート基金返礼品協賛事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、同年 9 月 1 日以降にあった寄附から適用する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日伺い定め）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以降にあった寄附から適用する。

附 則（平成 30 年 6 月 1 日伺い定め）

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行し、同年 6 月 1 日以降にあった寄附から適用する。

附 則（令和元年 11 月 15 日伺い定め）

この要綱は、令和元年 11 月 15 日から施行し、同年 11 月 15 日以降にあった寄附から適用する。